

函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板設置運用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板設置運営事業者（以下、「事業者」という。）の選定について、公平かつ適正に実施するため、函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板設置運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 書類の審査および評価に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) その他事業者の選定等について選定委員会が特に必要と認めるところ。

(組織)

第3条 選定委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部次長をもって充てる。

4 委員は、総務部総務課長および総務部総務課庶務担当主査のほか、必要に応じて委員長が任命する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(選定基準)

第5条 選定委員会は、次の各号に掲げる審査項目、評価基準および基準点に基づき、厳正な審査の上、事業者を選定しなければならない。

審査項目	評価基準	基準点
(1) 企画内容等 (60 / 100)	運用・管理方法	1.5
	案内板の仕様・設置方法	1.5
	完成予想図	1.5

	アピールポイント	15
(2) 広告掲出料(40 / 100)	広告掲出料の年額	40

(資料の提出等の要求)

第6条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、応募者に対し、資料の提出ならびに説明等を求めることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。